若狭湾国定公園(京都府地域)

指 定 書 及び 公園計画書

(案)

平成 年 月 日

環境省

若狭湾国定公園 (京都府地域)

指 定 書

(公園区域の一部変更)

目 次

1	変更理由 · · · ·	 3
2	変更する区域	 4

1 変更理由

若狭湾国定公園は、福井県敦賀半島から京都府丹後半島に至る若狭湾の海岸線を中心とする公園である。若狭湾は半島と湾入を繰り返す複雑な海岸線を持つリアス式海岸であり、半島突端の海食崖、白砂青松の砂浜、天橋立等の風景が見所となっている。

本公園は、昭和30年に指定され、昭和43年には丹後半島沿岸部が区域に編入された。 その後、平成2年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)を行い、平成12年に京都府地域の第1回点検を実施して現在に至っている。

今般、由良川以西から丹後半島に至る区域を丹後天橋立大江山国定公園として指定することから、当該区域を本公園の区域から削除するとともに、本公園を取り巻く社会情勢の変化をふまえた適切な公園管理を行うため、公園区域の一部変更を行うものである。

なお、見直しにあたっては、海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となる区域及 び海岸景観の良好な展望地となる区域を拡張する。

2 変更する区域

若狭湾国定公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1:公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	京都府舞鶴市字小橋の一部
2	拡張	京都府舞鶴市字小橋、字野原及び字三浜の各一部
3	拡張	京都府舞鶴市字小橋、字野原及び字三浜の各一部
4	拡張	京都府舞鶴市字小橋及び字三浜の各一部
5	拡張	京都府舞鶴市 字瀬崎の一部
6	拡張	京都府舞鶴市 字瀬崎の一部
7	拡張	京都府舞鶴市 字瀬崎の一部
8	拡張	京都府舞鶴市 字田井の一部
9	拡張	京都府舞鶴市 字田井の一部

変 更 理 由	面	積(ha)
海岸部の風景を一体的に保全し、また利用との適正な調整・管理を図るため。	国公私	11 0 0 11
良好な森林を有し、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成した森林景観を形成している区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	243 0 7. 1 235. 9
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	558 4.4 0 553.6
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	35 0 0 35
良好な森林を有し、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成した森林景観を形成している区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	63 0 0 63
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	$\begin{bmatrix} 235 \\ 0 \\ 0 \\ 235 \end{bmatrix}$
海岸部の風景を一体的に保全し、また利用との適正な調整・管理を図るため。	国公私	40 0 3.8 36.2
海岸部の風景を一体的に保全し、また利用との適正な調整・管理を図るため。	国公私	13 0 0 13
海岸部の風景を一体的に保全し、また利用との適正な調整・管理を図るため。	国公私	4 0 0 4

番号	区分	変更部分の区域
1 0	拡張	京都府舞鶴市 字田井、字成生及び字野原の各一部
1 2	拡張	京都府舞鶴市 字成生の一部
1 5	拡張	京都府舞鶴市 字西神崎及び字東神崎の各一部
1 6	拡張	京都府舞鶴市 字野原の一部
1 7	拡張	京都府舞鶴市 字三浜の一部
1 8	拡張	京都府舞鶴市 字三浜の一部
1 9	削除	京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所68林班の全部及び69林班の一部 京都府宮津市 字杉末、字須津、字滝馬、字万年及び字文珠の各一部
2 0	削除	京都府宮津市 字江尻の一部及びその地先海面
2 1	削除	京都府宮津市 字江尻、字大垣、字国分、字小松、字中野、字成相寺、字難波野、 字畑及び字日置の各一部
2 2	削除	京都府宮津市 字小田宿野の一部及びその地先海面

変 更 理 由	面	積(ha)
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	349 13. 2 0 335. 8
海岸部の風景を一体的に保全し、また利用との適正な調整・管理を図るため。	国公私	$\left.\begin{array}{c}2\\0\\0\\2\end{array}\right)$
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	105 0 0 105
海岸部の風景を一体的に保全し、また利用との適正な調整・管理を図るため。	国公私	38 0 0 38
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	71 0 0 71
海岸部の風景を一体的に保全し、また利用との適正な調整・管理を図るため。	国公私	7 0 0 7
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	△399 △82 0 △317
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私△	$ \begin{array}{c} \triangle 788 \\ 0 \\ \triangle 2.7 \\ \triangle 785.3 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} $

番号	区分	変更部分の区域
2 3	削除	京都府宮津市 字小田宿野の一部及びその地先海面
2 4	削除	京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所65林班及び66林班の全部 京都府宮津市 字小田宿野、字島陰、字田井、字獅子、字中津及び字矢原の各一部 並びにその地先海面
2 5	削除	京都府宮津市字島陰の一部及びその地先海面
2 6	削除	京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所 6 9 林班の一部 京都府宮津市 字杉末、字須津、字万年及び字文珠の各一部並びにその地先海面
2 7	削除	京都府宮津市 字田井の一部及びその地先海面
2 8	削除	京都府宮津市字獅子崎及び字獅子の各一部並びにその地先海面
2 9	削除	京都府宮津市 字文珠の一部及びその地先海面
3 0	削除	京都府宮津市 字文珠の一部及びその地先海面
3 1	削除	京都府宮津市 字由良の一部及びその地先海面
3 2	削除	京都府宮津市 字由良の一部及びその地先海面

変更理由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△1 (国 0 公 0 私 △1
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$\triangle 570$ $\left(\begin{array}{c} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△5 (国 0 公 0 私 △5
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△278 国 △8.5 公 0 私 △269.5
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△2 (国 0 公 0 私 △2
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△112 (国 0 公 0 私 △112
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$\begin{bmatrix} \triangle 2 \\ \mathbb{A} & 0 \\ 0 \\ \mathbb{A} & \triangle 2 \end{bmatrix}$
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△17 (国 0 公 △0.1 私 △16.9
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△1 (国 0 公 0 私 △1

番号	区分	変更部分の区域
3 3	削除	京都府宮津市 字由良及び字脇の各一部並びにその地先海面
3 4	削除	京都府京丹後市 網野町掛津及び網野町小浜の各一部並びにその地先海面
3 5	削除	京都府京丹後市 網野町掛津の一部及びその地先海面
3 6	削除	京都府京丹後市 網野町掛津及び網野町小浜の各一部並びにその地先海面
3 7	削除	京都府京丹後市 網野町小浜の一部及びその地先海面
3 8	削除	京都府京丹後市 丹後町上野及び丹後町久僧の各一部
3 9	削除	京都府京丹後市 丹後町上野、丹後町久僧、丹後町此代及び丹後町平の各一部並びに その地先海面
4 0	削除	京都府京丹後市 丹後町尾和の一部
4 1	削除	京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一部並びにその地先海面
4 2	削除	京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一部

変 更 理 由	面	積(ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	△134 0 0 △134
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 34 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle 34 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	△8 0 0 △8
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 83 \\ \triangle 3.8 \\ 0 \\ \triangle 79.2 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	△10 0 0 △10)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 23 \\ 0 \\ \triangle 0.1 \\ \triangle 22.9 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 2 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle 2 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	△16 0 0 △16)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	△16 0 0 △16)

番号	区分	変更部分の区域
4 3	削除	京都府京丹後市 丹後町上野及び丹後町平の各一部並びにその地先海面
4 4	削除	京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一部並びにその地先海面
4 5	削除	京都府京丹後市 丹後町此代及び丹後町筆石の各一部並びにその地先海面
4 6	削除	京都府京丹後市 丹後町袖志の一部及びその地先海面
4 7	削除	京都府京丹後市 丹後町袖志の一部及びその地先海面 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部及びその地先海面
4 8	削除	京都府京丹後市 丹後町袖志の一部及びその地先海面 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部及びその地先海面
4 9	削除	京都府京丹後市 丹後町間人の一部及びその地先海面
5 0	削除	京都府京丹後市 丹後町間人の一部及びその地先海面
5 1	削除	京都府京丹後市 丹後町間人の一部及びその地先海面
5 2	削除	京都府京丹後市 丹後町間人及び丹後町竹野の各一部並びにその地先海面

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△4 (国 0 公 0 私 △4
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△31 (国 0 公 0 私 △31
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△5 国 0 公 0 私 △5
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} \triangle 66 \\ \boxed{\mathbf{B}} & \triangle 0.1 \\ \triangle & \triangle 0.5 \\ \boxed{\mathbf{A}} & \triangle 65.4 \end{pmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△322 国 0 公 0 私 △322
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} & \Delta 4 \\ & 0 \\ & \Delta & 0 \\ & \Delta & \Delta 4 \end{pmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△13 (国 0 公 0 私 △13
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△17 (国 0 公 △0.5 私 △16.5

番号	区分	変更部分の区域
5 3	削除	京都府京丹後市 丹後町間人及び丹後町竹野の各一部
5 4	削除	京都府京丹後市 網野町三津及び丹後町間人の各一部並びにその地先海面
5 5	削除	京都府京丹後市 丹後町竹野の一部
5 6	削除	京都府京丹後市 丹後町竹野の一部及びその地先海面
5 7	削除	京都府京丹後市 丹後町竹野及び丹後町筆石の各一部並びにその地先海面
5 8	削除	京都府京丹後市 丹後町竹野及び丹後町筆石の各一部並びにその地先海面
5 9	削除	京都府与謝郡伊根町大字大原、大字亀島及び大字新井の各一部並びにその地先海面
6 0	削除	京都府与謝郡伊根町大字蒲入の一部及びその地先海面
6 1	削除	京都府与謝郡伊根町大字蒲入及び大字本庄浜の各一部並びにその地先海面
6 2	削除	京都府与謝郡伊根町大字亀島の一部及びその地先海面

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{bmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△13 国 0 公 0 私 △13
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△6 国 0 公 0 私 △6
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{array}{c c} & \triangle 2 \\ & 0 \\ & 0 \\ & \triangle 2 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△6 国 0 公 0 私 △6
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{bmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{bmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△152 国 0 公 0 私 △152
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△8 国 0 公 0 私 △8

番号	区分	変更部分の区域
6 3	削除	京都府与謝郡伊根町大字津母、大字野室及び大字本庄浜の各一部並びにその地先海面
6 4	削除	京都府与謝郡伊根町大字泊及び大字新井の各一部並びにその地先海面
6 5	削除	京都府与謝郡伊根町大字日出の一部及びその地先海面
6 6	削除	京都府与謝郡伊根町大字日出の一部及びその地先海面
6 7	削除	京都府与謝郡伊根町大字本庄浜の一部及びその地先海面
6 8	削除	京都府与謝郡与謝野町 大字岩滝及び大字弓木の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△68 国 0 公 0 私 △68
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△40 (国 0 公 0 私 △40
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$\begin{bmatrix} \Delta 7 \\ \mathbf{\Xi} & 0 \\ \Delta & \Delta 0.1 \\ \mathbf{A} & \Delta 6.9 \end{bmatrix}$
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△35 国 0 公 △0.9 私 △34.1
変更部分面積計	$\triangle 1,988$ $\left(\begin{array}{cc} $
変更前公園面積	5,726 国 288.7 公 15.6 私 5,421.7
変更後公園面積	3,738 国 98.4 公 12.9 私 3,626.7

若狭湾国定公園 (京都府地域)

公園計画書

(公園区域の一部変更)

目 次

1 変更理由

2	規制計画	
	(1) 保護規制計画 ·······	22
	ア 特別地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(ア) 特別保護地区 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	(イ) 第1種特別地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(ウ) 第2種特別地域	40
	(工) 第3種特別地域	48
	イ 面積内訳	52
	(ア) 地域地区別土地所有別面積(変更後)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	(イ) 地域地区別市町村別面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
3	··	
	(1) 利用施設計画 ······	54
	ア 集団施設地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	イ 単独施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	ウ 道路	68
	(ア) 車道	68
	(イ) 自転車道	78
	(ウ) 歩道 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
	エ 運輸施設	84
4		
	(1) 指定動植物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(2) 過去の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	(3) 公園区域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88
	(4) 保護規制計画 ····································	89
	ア 特別地域	89
	(ア) 特別保護地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
	(イ) 第1種特別地域	95
	(ウ) 第2種特別地域	99
	(工) 第3種特別地域 ······	105
	イ 普通地域	109
	ウ 面積内訳	110

(5) 利用施設計画 ······	112
ア 単独施設	112
イ 道路	114
(ア) 車道	114
(イ) 歩道 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
ウ 運輸施設	118

1 変更理由

若狭湾国定公園は、福井県敦賀半島から京都府丹後半島に至る若狭湾の海岸線を中心とする公園である。若狭湾は半島と湾入を繰り返す複雑な海岸線を持つリアス式海岸であり、半島突端の海食崖、白砂青松の砂浜、天橋立等の風景が見所となっている。

本公園は、昭和30年に指定され、昭和43年には丹後半島沿岸部が区域に編入された。 その後、平成2年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)を行い、平成12 年に京都府地域の第1回点検を実施して現在に至っている。

今般、由良川以西から丹後半島に至る区域を丹後天橋立大江山国定公園として指定することから、当該区域にかかる公園計画を削除するとともに、本公園を取り巻く社会情勢の変化をふまえた適切な公園管理を行うため、下記の方針により公園計画の一部変更を行うものである。

記

(1) 保護規制計画

ア 特別保護地区

展望の対象となっているとともに、オオミズナギドリの繁殖地であり、また京都 府内において希少となっている動植物が生息・生育する環境を有しており、厳正に その保護を図る必要性が高い冠島及び沓島をそれぞれ第1種特別地域から特別保護 地区へ変更する。

イ 第2種特別地域

拡張される区域のうち、比較的良好な森林を有し、現在公園区域となっている海 岸部と一体的な風景を構成した森林景観を形成している区域の良好な風致の維持を 図るため第2種特別地域とする。

ウ 第3種特別地域

拡張される区域のうち、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成 し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ないことから第3種特別地域に指定する。

(2) 利用施設計画

ア園地

自然探勝及び展望利用のための園地を追加する。

イ 道路(車道)

若狭湾を展望するための利用地点を結ぶ道路を追加するとともに、利用実態にあわせ安全かつ快適な利用を促進するため、路線の変更を行う。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2:特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
2	拡張	京都府舞鶴市字小橋、字野原及び字三浜の各一部
3	拡張	京都府舞鶴市字小橋、字野原及び字三浜の各一部
4	拡張	京都府舞鶴市字小橋及び字三浜の各一部
5	拡張	京都府舞鶴市 字瀬崎の一部
6	拡張	京都府舞鶴市 字瀬崎の一部
1 0	拡張	京都府舞鶴市 字田井、字成生及び字野原の各一部
1 1	削除	京都府舞鶴市 字千歳の一部
1 5	拡張	京都府舞鶴市 字西神崎及び字東神崎の各一部
1 7	拡張	京都府舞鶴市 字三浜の一部

変 更 理 由	面	積(ha)
良好な森林を有し、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成した森林景観を形成している区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	243 0 7. 1 235. 9
海岸部の風景を一体的に保全し、また利用との適正な調整・管理を図るため。	国公私	558 4.4 0 553.6
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	35 0 0 35
良好な森林を有し、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成した森林景観を形成している区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	63 0 0 63
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	$ \begin{array}{c} 235 \\ 0 \\ 0 \\ 235 \end{array} $
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	349 13. 2 0 335. 8
発電所建設により隣接する普通地域と一体的に管理することが 難しくなったため第2種特別地域から普通地域へ変更する。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 27 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle 27 \end{array} $
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	105 0 0 105
現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の良好な風致の維持を図るため。	国公私	71 0 0 71

番号	区分	変更部分の区域
1 9	削除	京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所68林班の全部及び69林班の一部 京都府宮津市 字杉末、字須津、字滝馬、字万年及び字文珠の各一部
2 1	削除	京都府宮津市 字江尻、字大垣、字国分、字小松、字中野、字成相寺、字難波野、 字畑及び字日置の各一部
2 2	削除	京都府宮津市 字小田宿野の一部
2 4	削除	京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所65林班及び66林班の全部 京都府宮津市 字小田宿野、字島陰、字田井、字獅子、字中津及び字矢原の各一部
2 6	削除	京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所 6 9 林班の一部 京都府宮津市 字杉末、字須津、字万年及び字文珠の各一部
2 8	削除	京都府宮津市 字獅子崎及び字獅子の各一部
2 9	削除	京都府宮津市 字文珠の一部
3 1	削除	京都府宮津市 字由良の一部
3 3	削除	京都府宮津市 字由良及び字脇の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△399 (国 △82 公 0 私 △317
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△788 (国 0 公 △2.7 私 △785.3
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△10 国 0 公 0 私 △10
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△570 国 △93.1 公 △5.5 私 △471.4
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△278 国 △8.5 公 0 私 △269.5
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△112 国 0 公 0 私 △112
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△27 国 △10.9 公 △0.5 私 △15.6
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△17 (国 0 公 △0.1 私 △16.9
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△134 (国 0 公 0 私 △134

番号	区分	変更部分の区域
3 4	削除	京都府京丹後市 網野町掛津及び網野町小浜の各一部
3 5	削除	京都府京丹後市 網野町掛津の一部
3 6	削除	京都府京丹後市 網野町掛津及び網野町小浜の各一部
3 7	削除	京都府京丹後市 網野町小浜の一部
3 8	削除	京都府京丹後市 丹後町上野及び丹後町久僧の各一部
3 9	削除	京都府京丹後市 丹後町上野、丹後町久僧、丹後町此代及び丹後町平の各一部
4 1	削除	京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一部
4 2	削除	京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一部
4 3	削除	京都府京丹後市 丹後町上野及び丹後町平の各一部
4 4	削除	京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一部

変 更 理 由	面	積(ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 34 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle 34 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 8 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle 8 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 83 \\ \triangle 3.8 \\ 0 \\ \triangle 79.2 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	△10 0 0 △10
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 23 \\ 0 \\ \triangle 0.1 \\ \triangle 22.9 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 16 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle 16 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 16 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle 16 \end{array} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 31 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle 31 \end{array} $

番号	区分	変更部分の区域
4 5	削除	京都府京丹後市 丹後町此代及び丹後町筆石の各一部
4 6	削除	京都府京丹後市 丹後町袖志の一部
4 7	削除	京都府京丹後市 丹後町袖志の一部 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部
4 8	削除	京都府京丹後市 丹後町袖志の一部 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部
4 9	削除	京都府京丹後市 丹後町間人の一部
5 0	削除	京都府京丹後市 丹後町間人の一部
5 1	削除	京都府京丹後市 丹後町間人の一部
5 2	削除	京都府京丹後市 丹後町間人及び丹後町竹野の各一部
5 3	削除	京都府京丹後市 丹後町間人及び丹後町竹野の各一部
5 4	削除	京都府京丹後市網野町三津及び丹後町間人の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△5 国 0 公 0 私 △5
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△322 (国 0 公 0 私 △322
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{bmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△4 (国 0 公 0 私 △4
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△13 (国 0 公 0 私 △13
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△17 国 0 公 △0.5 私 △16.5
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△13 国 0 公 0 私 △13

番号	区分	変更部分の区域
5 5	削除	京都府京丹後市 丹後町竹野の一部
5 7	削除	京都府京丹後市 丹後町竹野及び丹後町筆石の各一部
5 8	削除	京都府京丹後市 丹後町竹野及び丹後町筆石の各一部
5 9	削除	京都府与謝郡伊根町大字大原、大字亀島及び大字新井の各一部
6 0	削除	京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部
6 1	削除	京都府与謝郡伊根町 大字蒲入及び大字本庄浜の各一部
6 2	削除	京都府与謝郡伊根町 大字亀島の一部
6 3	削除	京都府与謝郡伊根町 大字津母、大字野室及び大字本庄浜の各一部
6 4	削除	京都府与謝郡伊根町 大字泊及び大字新井の各一部
6 5	削除	京都府与謝郡伊根町 大字日出の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△6 (国 0 公 0 私 △6
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△6 国 0 公 0 私 △6
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△13 国 △5.8 公 0 私 △7.2
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△172 国 0 公 △0.2 私 △171.8
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△44 国 0 公 △0.3 私 △43.7
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△152 国 0 公 0 私 △152
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△8 国 0 公 0 私 △8
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△68 (国 0 公 0 私 △68
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△40 (国 0 公 0 私 △40
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{bmatrix} $

番号	区分	変更部分の区域
6 8	削除	京都府与謝郡与謝野町大字岩滝及び大字弓木の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△35 (国 0 公 △0.9 私 △34.1
変更部分面積計	$\triangle 2,079$ $\left(\begin{array}{c} oxtless 2,079 \\ oxtless \triangle 190.3 \\ $
変更前公園面積	5,622 国 288.7 公 14.8 私 5,318.5
変更後公園面積	3,543 (国 98.4 公 8.9 私 3,435.7

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3:特別保護地区変更表)

番号	区分	内 容	名	称	変 更 部 分 の 区 域
1 3	拡張	第1種特別地域からの振替	冠島		京都府舞鶴市 字小橋、字野原及び字三浜の各一 部
1 4	拡張	第1種特別地域からの振替	沓島		京都府舞鶴市 字小橋、字野原及び字三浜の各一 部

変 更 理 由	面	積(ha)
冠島は、舞鶴市成生岬から北に位置する南北に細長い島である。若狭湾の島嶼景観を形成しており、舞鶴市五老ヶ岳をはじめ、若狭湾沿岸各所から遠く島影を見ることができる。島の最高地点は 168.8mであり、小規模の平地が島の南部に広がっている。周りの海岸線は海食崖など荒波が浸食を続けてきた急崖となっている。この島は国の天然記念物「オオミズナギドリの繁殖地」として有名であるが、その他動植物の生息地としても重要である。島は常緑広葉樹林で覆われ、イソチビゴミムシ、ウミコオロギ、イソカネタタキ等の京都府内で希少となっている昆虫類の生息も確認されている。このように、原生的な自然環境を有しており、野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域であることから、厳正にその保護を図るため第1種特別地域から特別保護地区へ変更する。	国公私	39 10.8 0 28.2
沓島は、冠島のほぼ北、約 2.5kmの距離に位置する。北に釣鐘岩と呼ばれる標高 89mの岩礁があり、また島の周りは冠島と同様切り立った急崖となった海岸線を形成している。ウミネコやヒメクロウミツバメの繁殖地として有名で、舞鶴市の天然記念物となっている。 このように、原生的な自然環境を有しており、野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域であることから、厳正にその保護を図るため第1種特別地域から特別保護地区へ変更する。	国公私	7 0 0 7
変更部分面積計	国公私	46 10.8 0 35.2
変更前公園面積	国公私	0 0 0 0
変更後公園面積	国公私	46 10. 8 0 35. 2

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4:第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1 3	削除	特別保護地区への振替	冠島	京都府舞鶴市 字小橋、字野原及び字三浜の各一 部
1 4	削除	特別保護地区への振替	沓島	京都府舞鶴市 字小橋、字野原及び字三浜の各一 部
2 9	削除	特別地域の縮小	天橋立・文珠	京都府宮津市 字文珠の一部
3 4	削除	特別地域の縮小	小浜・琴引浜	京都府京丹後市 網野町掛津及び網野町小浜の各一 部
4 1	削除	特別地域の縮小	尾和一穴文殊	京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一 部
4 3	削除	特別地域の縮小	平一上野	京都府京丹後市 丹後町上野及び丹後町平の各一部
4 4	削除	特別地域の縮小	犬ヶ岬	京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一 部
4 7	削除	特別地域の縮小	経ヶ岬	京都府京丹後市 丹後町袖志の一部 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部
4 9	削除	特別地域の縮小	城島	京都府京丹後市 丹後町間人の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
原生的な自然環境を有しており、野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域であることから、厳正にその保護を図るため、 第1種特別地域から特別保護地区へ変更する。	△39 (国 △10.8 公 0 私 △28.2
原生的な自然環境を有しており、野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域であることから、厳正にその保護を図るため、 第1種特別地域から特別保護地区へ変更する。	△7 (国 0 公 0 私 △7
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{bmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△34 国 0 公 0 私 △34
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△16 国 0 公 0 私 △16
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△4 国 0 公 0 私 △4
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△31 国 0 公 0 私 △31
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△4 国 0 公 0 私 △4

番号	区分	内 容	名称	変更部分の区域
5 2	削除	特別地域の縮小	立岩	京都府京丹後市 丹後町間人及び丹後町竹野の各一 部
6 2	削除	特別地域の縮小	青島	京都府与謝郡伊根町 大字亀島の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△17 (国 0 公 △0.5 私 △16.5
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△8 (国 0 公 0 私 △8
変更部分面積計	
変更前第1種特別地域面積	537 (国 49.2 公 1.5 私 486.3
変更後第1種特別地域面積	284 国 27.4 公 0 私 256.6

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5:第2種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名称	変 更 部 分 の 区 域
2	拡張	特別地域の拡張	空山・三浜	京都府舞鶴市 字小橋、字野原及び字三浜の各一 部
5	拡張	特別地域の拡張	瀬崎	京都府舞鶴市 字瀬崎の一部
1 1	削除	特別地域の縮小	千歳	京都府舞鶴市 字千歳の一部
2 1	削除	特別地域の縮小	府中	京都府宮津市 字江尻、字大垣、字国分、字小松、 字中野、字成相寺、字難波野、字 畑及び字日置の各一部
2 2	削除	特別地域の縮小	機崎	京都府宮津市 字小田宿野の一部
2 4	削除	特別地域の縮小	黒崎半島	京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所 65林班及び66林班の全部 京都府宮津市 字小田宿野、字島陰、字田井、字 獅子、字中津及び字矢原の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
この地区は、大浦半島の北側海岸線の後背山地部にあたり、良好な森林を有し、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成した森林景観を形成している。三浜空山林道は、この後背山地の稜線部に設定されており、海が見通せるドライブルートになっている。空山には、既に駐車場、休憩所等が整備され、良好な眺望地点になっている。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	243 国 0 公 7.1 私 235.9
この地区は、大浦半島の北側海岸線の後背山地にあたり、良好な森林を有し、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成した森林景観を形成している。三浜瀬崎林道は、当該地の中腹にあたり、海が見通せるドライブルートになっている。また、当該林道の沿線は眺望景観が優れており、展望所も整備されている。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	63 (国 0 公 0 私 63
発電所建設により隣接する普通地域と一体的に管理することが 難しくなったため第2種特別地域から普通地域へ変更する。	△27 (国 0 公 0 私 △27
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△788 国 0 公 △2.7 私 △785.3
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△10 国 0 公 0 私 △10
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△570 国 △93.1 公 △5.5 私 △471.4

番号	区分	内 容	名称	変更部分の区域
2 6	削除	特別地域の縮小	文珠	京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所 69林班の一部 京都府宮津市 字杉末、字須津、字万年及び字文 珠の各一部
2 8	削除	特別地域の縮小	狮子	京都府宮津市 字獅子崎及び字獅子の各一部
3 1	削除	特別地域の縮小	由良浜	京都府宮津市 字由良の一部
3 3	削除	特別地域の縮小	奈具海岸	京都府宮津市 字由良及び字脇の各一部
3 5	削除	特別地域の縮小	三津	京都府京丹後市 網野町掛津の一部
3 6	削除	特別地域の縮小	掛津	京都府京丹後市 網野町掛津及び網野町小浜の各一 部
3 7	削除	特別地域の縮小	小浜	京都府京丹後市 網野町小浜の一部
3 9	削除	特別地域の縮小	平	京都府京丹後市 丹後町上野、丹後町久僧、丹後町 此代及び丹後町平の各一部
4 6	削除	特別地域の縮小	穴文殊	京都府京丹後市 丹後町袖志の一部
5 0	削除	特別地域の縮小	間人	京都府京丹後市 丹後町間人の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△278 国 △8.5 公 0 私 △269.5
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△112 (国 0 公 0 私 △112
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△17 (国 0 公 △0.1 私 △16.9
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△134 国 0 公 0 私 △134
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△8 国 0 公 0 私 8
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△83 国 △3.8 公 0 私 △79.2
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△10 国 0 公 0 私 △10
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△39 国 0 公 △0.7 私 △38.3
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△5 国 0 公 0 私 △5
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△4 (国 0 公 0 私 △4

番号	区分	内 容	名称	変更部分の区域
5 1	削除	特別地域の縮小	砂方北	京都府京丹後市 丹後町間人の一部
5 4	削除	特別地域の縮小	砂方南	京都府京丹後市 網野町三津及び丹後町間人の各一 部
5 5	削除	特別地域の縮小	立岩	京都府京丹後市 丹後町竹野の一部
5 7	削除	特別地域の縮小	竹野-筆石	京都府京丹後市 丹後町竹野及び丹後町筆石の各一 部
5 9	削除	特別地域の縮小	伊根	京都府与謝郡伊根町 大字大原、大字亀島及び大字新井 の各一部
6 0	削除	特別地域の縮小	かまや海岸	京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部
6 1	削除	特別地域の縮小	鯛崎	京都府与謝郡伊根町 大字蒲入及び大字本庄浜の各一部
6 3	削除	特別地域の縮小	野室崎	京都府与謝郡伊根町 大字津母、大字野室及び大字本庄 浜の各一部
6 4	削除	特別地域の縮小	泊一新井	京都府与謝郡伊根町 大字泊及び大字新井の各一部
6 5	削除	特別地域の縮小	日出	京都府与謝郡伊根町 大字日出の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため.	△13 (国 0 公 0 私 △13
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△13 (国 0 公 0 私 △13
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△6 国 0 公 0 私 △6
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△6 (国 0 公 0 私 △6
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△172 (国 0 公 △0.2 私 △171.8
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△44 国 0 公 △0.3 私 △43.7
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△152 国 0 公 0 私 △152
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△68 国 0 公 0 私 △68
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△40 (国 0 公 0 私 △40
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} $

番号	区分	内 容	名称	変更部分の区域
6 8	削除	特別地域の縮小	大内峠	京都府与謝郡与謝野町 大字岩滝及び大字弓木の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△35 国 0 公 △0.9 私 △34.1
変更部分面積計	$\triangle 2,330$ $\left(\begin{array}{c} oxed{\mathbb{E}} & \triangle 105.4 \\ oxed{\triangle} & \triangle 3.3 \\ oxed{\mathbb{A}} & \triangle 2,221.3 \end{array}\right)$
変更前第2種特別地域面積	4,190 国 148.0 公 12.2 私 4,029.8
変更後第2種特別地域面積	1,860 (国 42.6 公 8.9 私 1,808.5

(工) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6:第3種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名称	変更部分の区域
3	拡張	特別地域の拡張	小橋	京都府舞鶴市 字小橋、字野原及び字三浜の各一 部
4	拡張	特別地域の拡張	空山	京都府舞鶴市字小橋及び字三浜の各一部
6	拡張	特別地域の拡張	瀬崎	京都府舞鶴市 字瀬崎の一部
1 0	拡張	特別地域の拡張	田井・野原	京都府舞鶴市 字田井、字成生及び字野原の各一 部
1 5	拡張	特別地域の拡張	神崎	京都府舞鶴市 字西神崎及び字東神崎の各一部
1 7	拡張	特別地域の拡張	三浜峠	京都府舞鶴市 字三浜の一部
1 9	削除	特別地域の縮小	須津-滝馬	京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所 68林班の全部及び69林班の一 部 京都府宮津市 字杉末、字須津、字滝馬、字万年 及び字文珠の各一部

変 更 理 由	面	積(ha)
この地区は野原から小浜・三浜間の後背山地で、コナラ群落、 アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林地が中心の植生である。現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象と なっている当該地区の良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風 致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域と する。	国公私	558 4.4 0 553.6
この地区は三浜空山林道沿線(第2種特別地域)の周辺地であることから、一体的に良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域に変更する。	国公私	35 0 0 35
この地区は海岸部に位置する瀬崎集落の後背山地で、植生はコナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林地が中心の植生である。現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている当該地区の良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。	国公私	235 0 0 235
この地区は海岸部に位置する田井から野原集落間の後背山地でコナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林地が中心の植生である。現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている当該地区の良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。	国公私	349 13. 2 0 335. 8
この地区は海岸部に位置する神崎集落の後背山地で、植生はコナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林地が中心の植生である。現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている当該地区の良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。	国公私	105 0 0 105
この地区は三浜瀬崎林道沿線(第2種特別地域)の周辺地であることから、一体的に良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域に変更する。	国公私	71 0 0 71
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	国公私	△399 △82 0 △317

番号	区分	内 容	名称	変更部分の区域
3 8	削除	特別地域の縮小	上野	京都府京丹後市 丹後町上野及び丹後町久僧の各一 部
4 2	削除	特別地域の縮小	尾和一穴文殊	京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一 部
4 5	削除	特別地域の縮小	筆石	京都府京丹後市 丹後町此代及び丹後町筆石の各一 部
4 8	削除	特別地域の縮小	岳山	京都府京丹後市 丹後町袖志の一部 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部
5 3	削除	特別地域の縮小	間人一竹野	京都府京丹後市 丹後町間人及び丹後町竹野の各一 部
5 8	削除	特別地域の縮小	竹野	京都府京丹後市 丹後町竹野及び丹後町筆石の各一 部

変 更 理 由	面 積 (ha)
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{bmatrix} $
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△16 国 0 公 0 私 △16
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△322 国 0 公 0 私 △322
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	△24 (国 0 公 △0.8 私 △23.2
丹後天橋立大江山国定公園として指定するため。	$ \begin{pmatrix} $
変 更 部 分 面 積 計	458 国 △73.9 公 △1.1 私 533.0
変更前第3種特別地域面積	895 (国 91.5 公 1.1 私 802.4
変更後第3種特別地域面積	1,353 国 17.6 公 0 私 1,335.4

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積(変更後)

(表7:地域地区別土地所有別面積総括表)

均	也 域 区 分		特 別 地 域								
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種			第 2 種			
=	上地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	
	土地所有別面積	10.8	0	35. 2	27. 4	0	256. 6	42.6	8. 9	1, 808. 5	
合	地種区分別面積 (比 率)		46. 0			284. 0 (7. 6)			1, 860. 0 (49. 8)		
計	地域地区別面積 (比 率)			(1. 2)							
рΙ	地域別面積 (比 率)										

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表8:地域地区別市町村別面積総括表)

						現	行			
地域地区名					特 別 地 域 普 通					
市町村名				第1種	第2種	第3種	小 計	地域		
	舞	鶴	市	330	1,581	0	1,911	53		
京	宮	津	市	27	1, 909	399	2, 335	43		
都	京	子 後	市	160	188	346	694	4		
府	与謝	伊根	町	20	478	150	648	4		
	郡	与謝野	町	0	34	0	34	0		
	合	計		537	4, 190	895	5, 622	104		

(単位:面積ha、比率%)

第 3 種			普	通 地(陸 域	域 (i)	合 計 (陸 域)			海中公園地区
国	公	私	国	公	私	国	公	私	
17. 6	0	1, 335. 4	0	4.0	191.0	98. 4	12.9	3, 626. 7	
		1, 353. 0 (36. 2)							
		3, 497. 0 (93. 6)							
3, 543. 0 (94. 8)					195. 0 (5. 2)			3, 738. 0 (100. 0)	0ヶ所 0

(単位:ha)

			変	更	後			増減
合 計		特	別 地	域		普通	合 計	
(A)	特保	第1種	第2種	第3種	小 計	地域	(B)	(B-A)
1,964	46	284	1,860	1, 353	3, 543	195	3, 738	1,774
2, 378	0	0	0	0	0	0	0	△2, 378
698	0	0	0	0	0	0	0	△698
652	0	0	0	0	0	0	0	△652
34	0	0	0	0	0	0	0	△34
5, 726	46	284	1,860	1, 353	3, 543	195	3, 738	△1,988

3 施設計画

(1) 利用施設計画

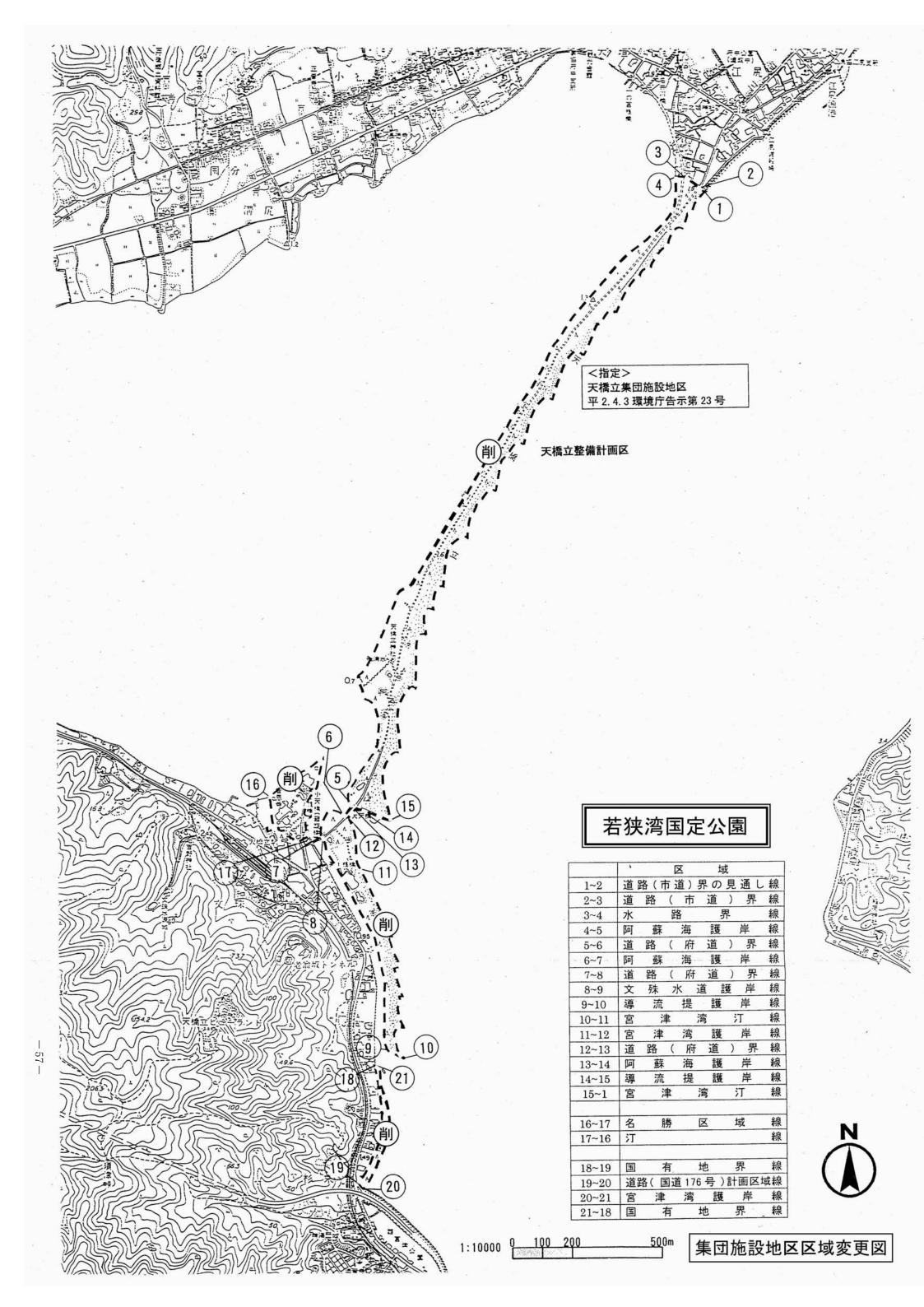
ア 集団施設地区

次の集団施設地区を削除する。

(表9:集団施設地区削除表)

番号	名	称	位	置
1	天橋立		京都府宮津市 字杉末及び字文珠の各一部	

告示年月日	理	由
平2.4.3	丹後天橋立大江山国定公園の公園	園計画へ振り替えるもの。



イ 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表10:単独施設追加表)

番号	種	類	位	置
6 0	園地		京都府舞鶴市 (成生)	
6 1	園地		京都府舞鶴市(空山)	

整備方針	旧計画との関係
自然探勝のための園地として整備する。	新規
空山における展望地として園地を整備する。	新規

② 削除

次の単独施設を削除する。

(表11:単独施設削除表)

番号	種類	位置
7	水泳場	京都府宮津市(由良)
8	宿舎	京都府宮津市 (奈具海岸)
9	園地	京都府宮津市 (奈具海岸)
1 0	野営場	京都府宮津市(島陰・越浜)
1 2	宿舎	京都府宮津市 (田井)
1 3	園地	京都府宮津市 (田井)
1 4	舟遊場	京都府宮津市 (田井)
1 5	園地	京都府宮津市 (栗田・獅子崎)
1 6	舟遊場	京都府宮津市 (阿蘇海)
1 7	園地	京都府宮津市(須津峠)
1 8	園地	京都府与謝郡与謝野町 (一字観公園)
1 9	園地	京都府宮津市 (温水池)
2 0	園地	京都府宮津市 (成相寺)
2 1	園地	京都府与謝郡伊根町(亀島)
2 2	園地	京都府与謝郡伊根町 (青島)
2 3	園地	京都府与謝郡伊根町 (新井)
2 4	園地	京都府与謝郡伊根町(泊)
2 5	宿舎	京都府与謝郡伊根町(泊)
2 6	園地	京都府与謝郡伊根町(野室)
2 7	水泳場	京都府与謝郡伊根町 (本庄浜)
2 8	野営場	京都府与謝郡伊根町 (本庄浜)
2 9	園地	京都府与謝郡伊根町 (蒲入)

告示年月日	理 由	
平成 2.4.24	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。	

番号	種類	位		置
3 0	園地	京都府京丹後市	(袖志)	
3 1	園地	京都府京丹後市	(穴文殊)	
3 2	水泳場	京都府京丹後市	(高嶋)	
3 3	水泳場	京都府京丹後市	(丹後松島)	
3 4	園地	京都府京丹後市	(丹後松島)	
3 5	園地	京都府京丹後市	(犬ヶ岬)	
3 6	水泳場	京都府京丹後市	(竹野)	
3 7	園地	京都府京丹後市	(後ヶ浜)	
3 8	野営場	京都府京丹後市	(後ヶ浜)	
3 9	水泳場	京都府京丹後市	(後ヶ浜)	
4 0	駐車場	京都府京丹後市	(後ヶ浜)	
4 1	園地	京都府京丹後市	(城島)	
4 2	園地	京都府京丹後市	(琴引浜)	
4 3	野営場	京都府京丹後市	(琴引浜)	
4 4	水泳場	京都府京丹後市	(琴引浜)	
4 5	野営場	京都府京丹後市	(小浜)	
4 6	水泳場	京都府京丹後市	(小浜)	
4 9	園地	京都府宮津市(日	由良)	
5 0	園地	京都府宮津市(具	島陰)	
5 1	舟遊場	京都府宮津市()	島陰)	
5 2	園地	京都府宮津市()	大黒山)	
5 3	野営場	京都府与謝郡与	謝野町及び京丹後市	(一字観公園)
5 4	園地	京都府与謝郡伊村	退町 (本庄浜)	
5 5	園地	京都府京丹後市	(高嶋)	

告示年月日	理由
平成 2.4.24	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。
平成 12.9.1	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。

番号	種類	位	置
5 6	野営場	京都府京丹後市(高嶋)	
5 7	野営場	京都府京丹後市(丹後松島)	
5 8	園地	京都府京丹後市(竹野)	
5 9	園地	京都府京丹後市 (小浜)	

告示年月日	理由
平成 12.9.1	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。

ウ 道路

(ア) 車道

① 追加

次の車道を追加する。

(表12:道路(車道)追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地
9	空山探勝線	起点-京都府舞鶴市(三浜峠・国定公園境界) 終点-京都府舞鶴市(空山・国定公園境界) 終点-京都府舞鶴市(三浜・車道合流点)	_

整備方針	旧計画との関係
空山への到達道路及び舞鶴半島海岸線へ の連絡道路として整備する。	新規

② 削除

次の車道を削除する。

(表13:道路(車道)削除表)

(五13	:坦路(単坦)則	小	
番号	路線名	区間	主要経過地
3	由良天橋立線	起点―京都府宮津市(由良・国定公園境界) 終点―京都府宮津市(脇・国定公園境界) 起点―京都府宮津市(文珠・国定公園境界) 終点―京都府宮津市(須津・国定公園境界) 経点―京都府宮津市(難波野・国定公園境界) 終点―京都府宮津市(難波野・国定公園境界) 終点―京都府宮津市(難波野・国定公園境界)	奈具海岸、宮 津海岸、天橋 立
4	栗田半島線	起点一京都府宮津市(小田宿野・国定公園境界) 終点一京都府宮津市(矢原・国定公園境界) 起点一京都府宮津市(獅子・国定公園境界) 終点一京都府宮津市(獅子崎・国定公園境界)	越浜、島陰、 田井、矢原、 獅子
5	大内峠線	起点一京都府与謝郡与謝野町(弓木) 終点一京都府京丹後市(大内峠・国定公園境界)	大内峠
6	成相寺鼓ヶ岳線	起点—京都府宮津市(国分・国定公園境界) 終点—京都府宮津市(鼓ヶ岳・国定公園境界)	成相寺
7	丹後半島海岸線	起点。	新野蒲穴松立間砂・ボストンのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、

告示年月日	理	由
平成 2.4.24	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ	振り替えるもの。

番号	路線名	区間	主要経過地
		起点一京都府京丹後市(平·国定公園境界) 終点一京都府京丹後市(此代·国定公園境界) 起点一京都府京丹後市(進石·国定公園境界) 終点一京都府京丹後市(筆石·国定公園境界) 終点一京都府京丹後市(竹野·国定公園境界) 終点一京都府京丹後市(竹野·国定公園境界) 起点一京都府京丹後市(間人·国定公園境界) 終点一京都府京丹後市(間人·国定公園境界) 起点一京都府京丹後市(で動方・国定公園境界) 起点一京都府京丹後市(で動方・国定公園境界) 終点一京都府京丹後市(で動方・国定公園境界) 終点一京都府京丹後市(で動方・国定公園境界) 終点一京都府京丹後市(で動方・国定公園境界)	
8	掛津琴引浜線	起点—京都府京丹後市(掛津・国定公園境界) 終点—京都府京丹後市(掛津)	太鼓浜、琴引浜

告示年月日	理 由
平成 2.4.24	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。

③ 変更

次の車道を次のとおり変更する。

(表14:道路(車道)変更表)

		道)変更表)		
		現		
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日
1	舞海岸線	起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終	田野三大出井原浜浦	平成 2. 4.24

		新 規			-em . l
番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	理由
1	舞島線	起	田野三大川井原浜浦、水瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬・大瀬	島周すと備舞海回るしす鶴岸探路てる	観たしを間路利図道行た線全利る海をめて拡に線用る幅にしをか用も岸探の公張つをのとが支て変つをの部勝車園すい延促と狭障い更快促のす道区るて長進にくをる、適進

		現	行		
番号	路線名	区間		主要経過地	告示年月日
		起点―京都府舞鶴市 (佐波賀・国定公園境界) 終点―京都府舞鶴市 (佐波賀・国定公園境界) 起点―京都府舞鶴市 (佐波賀・国定公園境界) 終点―京都府舞鶴市 (佐波賀・国定公園境界)			

		新		規			理由
番号	路線名	区	間		主要経過地	整備方針	华

(イ) 自転車道

次の自転車道を削除する。

(表15:道路(自転車道)削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	田井大垣自転車道線	起点―京都府宮津市 (田井・国定公園境界) 終点―京都府宮津市 (矢原・国定公園境界) 起点―京都府宮津市 (獅子・国定公園境界) 終点―京都府宮津市 (獅子・国定公園境界)	田井、矢原、獅子

告示年月日	理由
平成 2.4.24	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。

(ウ) 歩道

次の歩道を削除する。

(表16:道路(歩道)削除表)

亚口.	· 坦昭 (少坦)		子 無 忽 温 地
番号	路線名	区間	主要経過地
2	無双岬線	起点—京都府宮津市(小田宿野・国定公園境界) 終点—京都府宮津市(越浜・国定公園境界)	無双岬
4	鷲岬線	起点―京都府与謝郡伊根町 (平田・車道分岐点) 終点―京都府与謝郡伊根町 (亀島・国定公園境界) 起点―京都府与謝郡伊根町 (亀島・国定公園境界) 終点―京都府与謝郡伊根町 (亀島・国定公園境界)	亀島、鷲岬
5	掛津三津線	起点—京都府京丹後市(掛津·車道分岐点) 終点—京都府京丹後市(掛津·国定公園境界) 起点—京都府京丹後市(掛津·国定公園境界) 終点—京都府京丹後市(三津)	遊、三津海岸
2 0	近畿自然歩道	起 (由獅須天設成大新泊経丹犬後琴良子津橋地相内井(ケ後ケケ引浜崎峠立区寺峠) 岬松岬浜浜町 島

告示年月日	理 由
平成 2.4.24	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。
平成 12.9.1	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。
平成 2.4.24	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。
平成 9.12.16	丹後天橋立大江山国定公園の公園計画へ振り替えるもの。

番号	路	線	名	区間	主要経過地
				起点一京都府京丹後市市市京和府京丹後市市京和府京科の東京都府京丹後市市京和府京州の東京都府京州の東京都府京州の東京都の東京都の東京都の東京都の東京都の東京都の東京都の東京都の東京都の東京都	

告示年月日	理	由	

工 運輸施設

次の運輸施設を削除する。

(表17:運輸施設削除表)

番号	路線名	種類	位置又は区間
1	亀島冠島線	船舶運送施設	起点一京都府与謝郡伊根町(亀島)終点一京都府舞鶴市(冠島)
2	舞鶴宮津線	船舶運送施設	起点一京都府舞鶴市(松陰) 終点一京都府宮津市(宮津)
4	宮津亀島線	船舶運送施設	起点一京都府宮津市(宮津) 終点一京都府与謝郡伊根町(亀島)
5	宮津一の宮線	船舶運送施設	起点―京都府宮津市(宮津) 終点―京都府宮津市(一の宮)
6	伊根湾めぐり	船舶運送施設	起点一京都府与謝郡伊根町(日出)終点一京都府与謝郡伊根町(日出)
7		係留施設	京都府舞鶴市(冠島)

主要経過地	告示年月日	理	由
	平成 2.4.24	公園利用上の必要性が 込みがないため削除する	乏しく、今後整備する見 もの。
舞鶴湾、無双岬、 宮津湾	平成 2.4.24	公園利用上の必要性が 込みがないため削除する	乏しく、今後整備する見 もの。
宮津湾	平成 2.4.24	公園利用上の必要性が 込みがないため削除する	乏しく、今後整備する見 もの。
天橋立	平成 2.4.24	丹後天橋立大江山国定えるもの。	公園の公園計画へ振り替
舟屋、亀島	平成 2.4.24	公園利用上の必要性が 込みがないため削除する	乏しく、今後整備する見 もの。
	平成 12.9.1	公園利用上の必要性が 込みがないため削除する	乏しく、今後整備する見 もの。

4 参考事項

(1) 指定動植物

ア 特別地域

(ア) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表18:指定植物)

科名	種 名
ミズゴケ	ミズゴケ属
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ
ウラボシ	オシャグジデンダ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	ハマハコベ
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)
メギ	トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ
ウマノスズクサ	アツミカンアオイ
ベンケイソウ	ミヤママンネングサ
バラ	ハマナス、ミツバイワガサ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
スミレ	テリハタチツボスミレ
ツツジ	サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ
リンドウ	リンドウ、センブリ
シソ	タジマタムラソウ、ハイタムラソウ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)
ゴマノハグサ	トウテイラン
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク
オミナエシ	オオキンレイカ
キキョウ	キキョウ
キク	ハマベノギク、ワカサハマギク、オハラメアザミ
ユリ	アサツキ、ヤマラッキョウ、ハマカンゾウ、コオニユリ
アヤメ	ノハナショウブ
サトイモ	ムサシアブミ
カヤツリグサ	ダイセンスゲ
ラン	キンラン、シュンラン、ホクリクムヨウラン、ムヨウラン、 コクラン、フウラン、ジンバイソウ、オオバノトンボソウ

(2) 過去の経緯

昭和30年6月1日 厚生省告示第165号 公園区域の指定 公園計画の決定 昭和30年6月1日 厚生省告示第166号 昭和31年3月30日 京都府告示第270号 特別地域の指定 厚生省告示第322号 特別地域の指定 昭和32年10月1日 昭和43年5月1日 厚生省告示第199号 公園区域の変更 (丹後半島部の拡張) 昭和43年5月1日 厚生省告示第200号 公園計画の変更 平成2年4月3日 環境庁告示第22号 公園区域の変更 (再検討) 平成2年4月3日 環境庁告示第23号 公園計画の変更 平成2年4月3日 環境庁告示第24号 特別地域の区域の変更 平成 9 年12月16日 環境庁告示第98号 公園計画の変更(近畿自然歩道の追加) 公園区域の変更(点検) 平成12年9月1日 環境庁告示第55号 平成12年9月1日 公園計画の変更 環境庁告示第56号

(3) 公園区域

若狭湾国定公園(京都府地域)の区域は次のとおりである。

(表19:公園区域表)

都道府県名	区域	面積(ha)			
京都府	舞鶴市 字小橋、字田井及び字成生の全部並びに字大丹生、 字佐波賀、字白杉、字杉山、字瀬崎、字千歳、字 西神崎、字野原、字東神崎、字松尾及び字三浜の 各一部	3,738 国 98.4 公 12.9 私 3,626.7			
	これらの地域の地先海面				
	合 計	3,738 国 98.4 公 12.9 私 3,626.7			

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表20:特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
京都府	舞鶴市 字大丹生、字小橋、字佐波賀、字白杉、字杉山、 字瀬崎、字田井、字千歳、字成生、字西神崎、字 野原、字東神崎、字松尾及び字三浜の各一部	3,543 国 98.4 公 8.9 私 3,435.7
	合 計	3,543 国 98.4 公 8.9 私 3,435.7

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 1:特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
京都府	京都府舞鶴市字小橋、字野原及び字三浜の各一部	46 国 10.8 公 0 私 35.2
	合 計	46 国 10.8 公 0 私 35.2

(表 2 2 : 特別保護地区内訳表)

名	称	X	域
冠島		京都府舞鶴市字小橋、字野原及び字三浜の各一部	
沓島		京都府舞鶴市 字小橋、字野原及び字三浜の各一部	FT3
		合 計	

地 区 の 概 要	面積	(h a)
冠島は、舞鶴市成生岬から北に位置する南北に細長い島である。若狭湾の島嶼景観を形成しており、舞鶴市五老ヶ岳をはじめ、若狭湾沿岸各所から遠く島影を見ることができる。 島の最高地点は 168.8mであり、小規模の平地が島の南部に広がっている。周りの海岸線は海食崖など荒波が浸食を続けてきた急崖となっている。この島は国の天然記念物「オオミズナギドリの繁殖地」として有名であるが、その他動植物の生息地としても重要である。 島は常緑広葉樹林で覆われ、イソチビゴミムシ、ウミコオロギ、イソカネタタキ等の京都府内で希少となっている昆虫類の生息も確認されている。 このように、原生的な自然環境を有しており、野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域であることから、厳正にその保護を図るため特別保護地区とする。	国公私	39 10.8 0 28.2
沓島は、冠島のほぼ北、約 2.5kmの距離に位置する。北に釣鐘岩と呼ばれる標高 89mの岩礁があり、また島の周りは冠島と同様切り立った急崖となった海岸線を形成している。ウミネコやヒメクロウミツバメの繁殖地として有名で、舞鶴市の天然記念物となっている。 このように、原生的な自然環境を有しており、野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域であることから、厳正にその保護を図るため特別保護地区とする。	国公私	7 0 0 7
	国公私	46 10. 8 0 35. 2

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表23:第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
京都府	舞鶴市 字小橋、字瀬崎、字千歳、字成生及び字野原の各 一部	284 (国 27.4 公 0 私 256.6
	合 計	284 (国 27.4 公 0 私 256.6

(表24:第1種特別地域内訳表)

名 称	区域
風島・奈島・毛島	京都府舞鶴市 字成生の一部
成生岬	京都府舞鶴市 字成生及び字野原の各一部
高島	京都府舞鶴市字野原の一部
アンジャ島・磯 葛島・沖葛島	京都府舞鶴市字小橋の一部
博奕岬	京都府舞鶴市 字瀬崎及び字千歳の各一部
	合 計

地区の概要	面積	(h a)
風島、奈島、毛島は、成生岬とともに、若狭湾のリアス式海岸のすぐれた島嶼景観を構成している。毛島の植生は、海岸部の特徴であるクロマツ群落や自然植生のシイ群落がみられる。風島の植生も自然植生のシイ群落である。 これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	国公私	40 0 0 40
成生岬は、浸食されやすい変質安山岩及び凝灰角礫岩より成り、 比高 40mの海食崖、点在する海食洞とともに、すぐれた海岸景観 を構成している。成生岬の植生は、大半が代償植生のススキ群落 になっているが、一部に自然植生のシイ群落がみられる。シイ群 落の中には、胸高幹周約 14mの巨木もみられる。 これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地 域である。	国公私	201 27. 4 0 173. 6
高島は、花崗岩で構成され、成生岬とともに、若狭湾のリアス 式海岸の島嶼景観を構成している。植生は、海岸部の特徴である クロマツ林がみられる これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地 域である。	国公私	1 0 0 1
アンジャ島・磯葛島・沖葛島は、花崗岩で構成され、若狭湾のリアス式海岸のすぐれた島嶼景観を構成している。沖葛島の植生は、海岸部の特徴であるクロマツ林、磯葛島及びアンジャ島は自然植生のシイ群落がみられる。 これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	国公私	12 0 0 12
博奕岬は、舞鶴湾の湾口に位置し、北側は白い花崗岩、南側は暗褐色の輝緑岩で構成され、発達した海食崖とともに、すぐれた海岸景観を構成している。岬の先端の海抜 129m地点に博奕岬灯台がある。植生は、自然植生のシイ群落がみられる。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	国公私	30 0 0 30
	国公私	284 27. 4 0 256. 6

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表 2 5 : 第 2 種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
京都府	舞鶴市 字大丹生、字小橋、字佐波賀、字白杉、字杉山、 字瀬崎、字田井、字千歳、字成生、字西神崎、字 野原、字東神崎、字松尾及び字三浜の各一部	1,860 (国 42.6 公 8.9 私 1,808.5
	合 計	1,860 国 42.6 公 8.9 私 1,808.5

(表26:第2種特別地域内訳表)

名 称	区域
成生半島	京都府舞鶴市字田井、字成生及び字野原の各一部
田井-水ヶ浦	京都府舞鶴市 字田井の一部
馬立島	京都府舞鶴市字田井の一部
小橋-野原	京都府舞鶴市 字小橋及び字野原の各一部
空山・三浜・瀬崎	京都府舞鶴市字小橋、字瀬崎、字野原及び字三浜の各一部
	※拡張に伴い名称を「三浜・瀬崎」から「空山・三浜・瀬崎」に変更する。
西大浦	京都府舞鶴市字瀬崎及び字千歳の各一部

地区の概要	面積	(h a)
本地域は、成生半島の基部に位置し、北側の第1種特別地域とともに成生半島のすぐれた自然景観を構成している。また、植生としては、アカマツやコナラ群落が多く分布するが、一部の海岸線には、自然植生のシイ群落も分布している。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	国公私	233 0 0 233
本地域の海岸線はすぐれた若狭湾のリアス式海岸地形を構成している。また、田井、水ヶ浦集落の後背地はコナラ群落などの植生が多く分布するが、一部の海岸線には、自然植生のシイ群落も分布している。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	国公私	240 0 0 240
馬立島は、水ヶ浦集落の北東に位置する島で、若狭湾のリアス 式海岸の島嶼景観を構成している。馬立島の植生は、自然植生の シイ群落が分布している。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域と する。	国公私	6 0 0 6
本地域の海岸線はすぐれた若狭湾のリアス式海岸地形を構成している。また、後背地には、アカマツ等の二次林を有している。また、区域内には、公園利用道路の車道舞鶴半島海岸線が通過している。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	国公私	$ \begin{array}{c} 85 \\ 0 \\ 0.5 \\ 84.5 \end{array} $
この地区は、大浦半島の北側海岸線の後背山地部にあたり、良好な森林を有し、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成した森林景観を形成している。三浜空山林道は、この後背山地の稜線部に設定されており、海が見通せるドライブルートになっている。空山には、既に駐車場、休憩所等が整備され、良好な眺望地点になっている。三浜瀬崎林道は、当該地の中腹にあたり、海が見通せるドライブルートになっている。また、当該林道の沿線は眺望景観が優れており、展望所も整備されている。このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	国公私	543 0 7. 1 535. 9
本地域は、博奕岬の基部に位置し、海岸線はすぐれた若狭湾の リアス式海岸地形を構成している。植生は、シイ、コナラ等の二 次林が分布している。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域と する。	国公私	123 0 0.3 122.7

名 称	区域
神崎一金ヶ崎一白杉	京都府舞鶴市字白杉、字西神崎及び字東神崎の各一部
佐波賀-千歳	京都府舞鶴市 字大丹生、字佐波賀及び字千歳の各一部
戸島・蛇島・烏島	京都府舞鶴市 字佐波賀及び字白杉の各一部
青葉山	京都府舞鶴市 字杉山及び字松尾の各一部
	合 計

地区の概要	面積(ha)
金ヶ崎は、舞鶴湾の湾口部に位置し、白い花崗岩と黒味を帯びた輝緑岩、頁岩、砂岩が白黒の対照をなし、背後の植生である自然植生のシイ群落とともに、美しい海岸景観を構成している。また、神崎海岸は、長さ 2kmの砂浜で、隣接する由良浜とともに、丹後地方最大の河口砂州を形成し、東側には貴重な海浜植物群落がみられる。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	435 国 13.9 公 1.0 私 420.1
この地区は、舞鶴湾の中央部に位置し、海岸部には岩礁地形が みられる。植生は、三本松鼻付近では自然植生のシイ群落が残存 しており、すぐれた自然景観を構成している。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域と する。	54 (国 2.4 公 0 私 51.6
戸島、蛇島、烏島は、舞鶴湾内に位置する島で、すぐれた島嶼景観を構成している。島内の植生では、戸島には自然植生のシイ群落、蛇島、烏島には自然植生のタブ群落が分布している。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	32 国 26.3 公 0 私 5.7
青葉山は、若狭富士の名で呼ばれ、美しい山容を呈し、地元のランドマークとして親しまれている。山頂は福井県側にあり、山頂周辺には自然植生のブナ群落がみられ、第1種特別地域に指定されている。 京都府側の本地区の植生は、山頂付近に比較的自然性の高いシデ群落が分布している。 このことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	109 (国 0 公 0 私 109
	1,860 (国 42.6 公 8.9 私 1,808.5

(工) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表 2 7:第3種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積(ha)
京都府	舞鶴市 字小橋、字瀬崎、字田井、字成生、字西神崎、字 野原、字東神崎及び字三浜の各一部	1,353 (国 17.6 公 0 私 1,335.4
	合 計	1,353 国 17.6 公 0 私 1,335.4

(表28:第3種特別地域内訳表)

名称	区域
田井・野原	京都府舞鶴市 字田井、字成生及び字野原の各一部
小橋	京都府舞鶴市 字小橋、字野原及び字三浜の各一部
空山	京都府舞鶴市字小橋及び字三浜の各一部
三浜峠	京都府舞鶴市 字三浜の一部
瀬崎	京都府舞鶴市 字瀬崎の一部
神崎	京都府舞鶴市 字西神崎及び字東神崎の各一部
	合 計

地 区 の 概 要	面積(ha)
この地区は海岸部に位置する田井から野原集落間の後背山地でコナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林地が中心の植生である。現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている当該地区の良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。	349 国 13.2 公 0 私 335.8
この地区は野原から小浜・三浜間の後背山地で、コナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林地が中心の植生である。現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている当該地区の良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。	558 国 4.4 公 0 私 553.6
この地区は三浜空山林道沿線(第2種特別地域)の周辺地であることから、一体的に良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。	35 国 0 公 0 私 35
この地区は三浜瀬崎林道沿線(第2種特別地域)の周辺地であることから、一体的に良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。	71 国 0 公 0 私 71
この地区は海岸部に位置する瀬崎集落の後背山地で、植生はコナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林地が中心の植生である。現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている当該地区の良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。	235 国 0 公 0 私 235
この地区は海岸部に位置する神崎集落の後背山地で、植生はコナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林地が中心の植生である。現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている当該地区の良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。	105 国 0 公 0 私 105
	1,353 (国 17.6 公 0 私 1,335.4

イ 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表29:普通地域表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
京都府	舞鶴市 字小橋、字瀬崎、字田井、字千歳、字成生、字野 原、字東神崎及び字三浜の各一部	195 (国 0 公 4.0 私 191.0
	これらの地域の地先海面	
	合 計	195 国 0 公 4.0 私 191.0

ウ 面積内訳

(表30:地域地区別土地所有別面積総括表)

坩	也 域 区 分						特	別	地	域
力	也種区分	特別	別保護	地区	第	1	種	第	<u>.</u> 2	種
=	上地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私
	土地所有別面積	10.8	0	35. 2	27. 4	0	256. 6	42. 6	8. 9	1, 808. 5
合	地種区分別面積 (比 率)			46. 0			284. 0 (7. 6)		1	, 860. 0 (49. 8)
計	地域地区別面積 (比 率)			(1.2)						
μΙ	地域別面積 (比 率)									

(表31:地域地区別市町村別面積総括表)

	地域地	1区名		特	別地	域	_
町村名	Ž		特保	第1種	第2種	第3種	小 計
舞	鶴	市	46	284	1,860	1, 353	3, 543
	合 計		46	284	1,860	1, 353	3, 543

(単位:面積ha、比率%)

———第	第 3 種			普通地域 (陸域)			、 (陸 域	計 (2)	海中公園地区
玉	公	私	国	公	私	国	公	私	
17. 6	0	1, 335. 4	0	4. 0	191. 0	98. 4	12. 9	3, 626. 7	
	1	, 353. 0 (36. 2)							
	3	(93. 6)							
	3	(94. 8)			195. 0 (5. 2)			3, 738. 0 (100. 0)	0ヶ所 0

(単位:ha)

普通	合 計
地域	(A)
195	3, 738
195	3, 738

(5) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表32:単独施設表)

番号	種類	位	置		
1	水泳場	京都府舞鶴市	(野原)
2	園地	京都府舞鶴市	(小橋·三浜)
3	水泳場	京都府舞鶴市	(小橋·三浜)
4	舟遊場	京都府舞鶴市	(瀬崎)
5	水泳場	京都府舞鶴市	(神崎)
4 7	園地	京都府舞鶴市	(野原)
4 8	園地	京都府舞鶴市	(神崎)
6 0	園地	京都府舞鶴市	(成生)
6 1	園地	京都府舞鶴市	(空山)

整 備 方 針	旧計画との関係
海水浴場として整備する。	平成 2.4.24 京都府告示第 297 号
自然探勝のための園地として整備する。	平成 2.4.24 京都府告示第 297 号
海水浴場として整備する。	平成 2.4.24 京都府告示第 297 号
ボート、ヨット等の遊び場として整備する。	平成 2.4.24 京都府告示第 297 号
海水浴場として整備する。	平成 2.4.24 京都府告示第 297 号
園地として整備する。	平成 12.9.1 京都府告示第 533 号
園地として整備する。	平成 12.9.1 京都府告示第 533 号
自然探勝のための園地として整備する。	新規
空山における展望地として園地を整備する。	新規

イ 道 路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表33:道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	舞鶴半島海岸線	起点一京都市 (水ヶ) 大京都市 (水ヶ) 大京都市 (水水都山 南田 東国 東国 東国 東国 東国 東国 東国 東京 東京 東国 東京 東国 東京	田井、成生、成馬、瀬崎、大浦
9	空山探勝線	起点-京都府舞鶴市(三浜峠・国定公園境界) 終点-京都府舞鶴市(空山・国定公園境界) 終点-京都府舞鶴市(三浜・車道合流点)	_

	整	備	方	針	旧計画との関係
舞鶴半島海岸を	· 周回探服		なとして塞	を備する。	平成 2.4.24 京都府告示第 297 号
空山への到達さする。	道路及び舞	華鶴半島 海	再岸線への)連絡道路として整	新規

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表34:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	成生岬線	起点一京都府舞鶴市(成生)終点一京都府舞鶴市(野原)	成生岬

整	備	方	針	旧計画との関係
成生岬自然探勝路	として整備す	る。		平成 2.4.24 京都府告示第297号

ウ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表35:運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間
3	中田音海線	船舶運送施設	起点一京都府舞鶴市(中田)終点一福井県高浜町(音海)

主要経過地	整	備	方	針	旧計画との関係
博奕岬、アンジャ島、成生岬	観光航路として	で整備する),		平成 2.4.24 京都府告示第 297 号

この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したもので ある。(承認番号 平20業複、第67号)